

事業目的・事業経緯

沖縄工業用水道事業は、昭和47年、沖縄の日本の施政権下への復帰に際し、産業基盤の整備及び企業の立地促進を図ることを目的として、沖縄振興開発計画の中で位置づけられ、琉球水道公社が行っていた工業用水道事業を沖縄県企業局が継承しました。

復帰後の沖縄振興開発計画の中で、雇用機会の拡大及び県民所得の向上を図るため、産業基盤の整備及び企業の立地促進が重要な課題とされ、工業用水道についても基盤整備の一環として建設が推進されました。

昭和51年11月の一部供用開始から現在に至るまでに、金武湾及び中城湾沿岸地区（工業団地を含む）、糸満工業団地及び周辺地区などへの配水管布設を行い、平成21年度には、名護市久志から屋部工場適地に至る名護市西海岸地区へ配水管の布設が完了し、需要開拓に向けた施設整備を進めてきました。

沖縄県が策定した「沖縄21世紀ビジョン」では「希望と活力にあふれる豊かな島」を将来像のひとつとして描いており、その実現に向けて工業用水も重要な産業基盤として役割を担っています。

工業用水道の給水区域

給水区域は13市町村（名護市、宜野座村、金武町、うるま市、沖縄市、北中城村、中城村、西原町、南風原町、与那原町、南城市、八重瀬町、糸満市）となっています。（地図の黄色部分の地域）

※南城市における給水区域は旧佐敷町及び旧大里村、八重瀬町は旧東風平町の区域に限られます。



工業用水の水質基準

水質基準は次のとおりです。

水温	濁度	PH	アルカリ度
常温	20度以下	6.5 ~ 8.0	75mg/L以下

硬度	蒸発残留物	塩素イオン	鉄	水圧
120mg/L以下	250mg/L以下	80mg/L以下	3.0mg/L以下	0.05MPa以上

申込水量は 100m³/日以上となっています。

ただし、中城湾新港地区工業団地、糸満工業団地及び名護市久志から屋部工場適地間は 10 m³/日以上となります。また、その他の地域において空気弁等の口径が小さい箇所から分岐が可能な場合は 30 m³/日以上としています。